

多摩市みんなの文化芸術条例を公布する。

令和3年9月21日

多摩市長

多摩市条例第22号

多摩市みんなの文化芸術条例

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街です。代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出することで、多摩市の文化は形作られてきました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、地域を越えて人々とのつながりを築いていくこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。

文化芸術の発展には、表現活動を自ら行う者、支える者、普及する者、継承する者及び享受する者が、相互に関係し合うこと、そして誰もが、これらの者になり得ることが大切です。このことに鑑み、私たちは、全ての市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること及び表現活動の担い手及び鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認します。

私たちは、これまでの文化芸術を継承すること、そして新しい文化芸術を創造し、さらに発展させることを通して、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）の区域における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び

豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第3条第2号に規定する市民をいう。

2 この条例において、「表現活動の担い手」とは、市民であって次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

(1) 職業としているか及び活動の形態を問わず、文化芸術に係る有形又は無形の創造・表現活動を自ら行うもの

(2) 創造・表現活動を支えるもの

(3) 創造・表現活動並びに伝統文化及び文化財の継承及び普及に取り組むもの

3 この条例において、「鑑賞者・享受者」とは、市民であるかを問わず、文化芸術に係る表現活動を受け止めるものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等にかかわらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権利が保障されるとともに、文化芸術を通して相互に理解し、及び尊重することができる地域社会の実現が図られることが考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、次代の表現活動の担い手の育成が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれた伝統文化及び文化財が継承されるとともに、継続的に文化芸術が創造される環境の整備が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、鑑賞者・享受者の増加が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、市の区域の内外を問わず、様々な人及び団体の連携が促進されるとともに、過去から現在までの間に営まれてきた活動及び創り出されたものが、未来にわたり有機的に結びつき、発展していく社会環境づくりが図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取組の推進を図り、もって生活の質の向上及び市民自身による文化芸術の発展に寄与するものでなければならない。

(市民の権利及び役割)

第4条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び表現活動の担い手として活動する権利を有する。

2 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、表現活動の担い手及びその活動について理解し、尊重するよう努めるものとする。

(表現活動の担い手の役割)

第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の継承及び発展のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根ざした活動に取り組むよう努めるものとする。

2 表現活動の担い手は、正当な理由なく、その文化芸術活動において、人の尊厳を害し、又は人権を侵害してはならない。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及をしていくことができる環境の整備を行うための施策を実施するものとする。

3 市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。

4 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図らなければならない。

5 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めるものとする。

6 市は、文化芸術の振興のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもたちのための取組)

第7条 市は、次代を担う子どもたちが乳幼児期から身近に文化芸術に触れることで、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、次に掲げる取組を市民と協力し推進するものとする。

(1) 子どもたちが乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保に努めること。

(2) 成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経

済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること。

(計画の策定)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定するものとする。

(多摩市文化芸術推進委員会の設置)

第9条 市は、前条の計画の推進及び同条の施策の評価を行うため、多摩市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、市の区域における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(多摩市立複合文化施設の位置付け)

第10条 多摩市立複合文化施設（多摩市立複合文化施設条例（昭和61年多摩市条例第48号）第1条に規定する多摩市立複合文化施設をいう。）は、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない。

(国等との連携)

第11条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。